議案５

京都府南部消防指令センター協議会会則の改正について

京都府南部消防指令センター協議会（以下「協議会」という。）における協議事項等は、京都府南部消防指令センター協議会会則（以下「会則」という。）に定められている。

会則第１０条では、委任に関する事項を規定しており、協議会は、幹事を主体とする協議組織（以下「整備運用協議会」という。）を設け、整備運用協議会に「設計及び入札事務その他技術的な検討事項」に関する協議等を委任することができるとしている。

また、内部組織の共同設置等に関する規約において、団体又はその長が協議により定めることとされている事項については、当該協議における具体的な取扱いを定めるため、関係団体の長の間で協定を締結し、必要な事項を定めることとしている。

令和８年１２月１日には、これらの規約等に基づき内部組織を共同で設置し、京都府南部消防指令センターの第１期仮運用を開始する予定である。

このため、今後、これらの規約等において団体又はその長が協議により定めることとされている事項についても、整備運用協議会にその協議を委任できるようにすることで、協議の迅速化を図り、より円滑な協議体制を構築する必要があることから、会則を改正しようとするものである。

京都府南部消防指令センター協議会会則の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（委任） 第１０条　協議会は、幹事を主体とする協議組織を設ける。 ２　協議会は、協定団体が共同で処理する必要がある事項のうち、設計及び入札事務その他技術的な検討事項について、前項の協議組織に委任することができる。 ［２号を加える。］	（委任） 第１０条　協議会は、幹事を主体とする協議組織を設ける。 ２　協議会は、協定団体が共同で処理する必要がある事項のうち、次に掲げる事項について、前項の協議組織に委任することができる。 ⑴　設計及び入札事務その他技術的な事項 ⑵　京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約及びそれに基づく協定書において、構成団体（協定団体をいう。）又はその長が協議により定めるとされている事項

附　則

この会則は、令和８年１２月１日から施行する。

京都府南部消防指令センター協議会会則

（設置）

第１条　京都府南部地域における消防指令業務の共同運用に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第３条に基づき、京都府南部消防指令センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　協議会は、消防指令業務の共同運用に関し、市町村の区域を超えた消防本部間の連携・協力の推進など、消防体制の充実・強化を図るために必要な連絡調整、協議等を行う。

（協議事項等）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する協議等を行うものとする。

⑴　消防指令業務の共同運用に関する事項

⑵　前号に係る進捗状況の確認

⑶　災害時の京都府との連携に関する事項

⑷　前３号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第４条　協議会の委員は、基本協定書に定める協定団体（以下「協定団体」という。）の長及び京都府副知事（以下「副知事」という。）とする。

（会長）

第５条　会長は、京都市長をもって充てる。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（副会長）

第６条　副会長は、宇治市長、乙訓消防組合管理者及び副知事をもって充てる。

２　副会長は、会長を補佐する。

（会長の職務代理）

第７条　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

（会議）

第８条　会長は、会議を招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

５　会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

（幹事）

第９条　協議会における事務を円滑に処理するために、幹事を置く。

２　幹事は、協定団体の消防長及び京都府危機管理部長をもって充てる。

（委任）

第１０条　協議会は、幹事を主体とする協議組織を設ける。

２　協議会は、協定団体が共同で処理する必要がある事項のうち、次に掲げる事項について、前項の協議組織に委任することができる。

⑴　設計及び入札事務その他技術的な事項

⑵　京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約及びそれに基づく協定書において、構成団体（協定団体をいう。）又はその長が協議により定めるとされている事項

（事務局）

第１１条　協議会の事務を処理するため、京都市消防局に事務局を置く。

２　事務局に事務局長１名その他必要な職員を置く。

（その他）

第１２条　この会則に定めのない事項及びこの会則について疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとする。

附　則

この会則は、令和５年４月１１日から施行する。

附　則

この会則は、令和８年１２月１日から施行する。